

昭和三十五年法務省令第十九号

警察拘禁費用償還規則

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定に基づき、明治三十五年司法省令第四号（監獄費より都道府県に償還すべき費額を定める件）の全部を改正する省令を次のように定める。

明治三十五年司法省令第四号（監獄費より都道府県に償還すべき費額を定める件）の全部を改正する省令
明治三十五年司法省令第四号の全部を次のように改正する。

警察署内の留置場に拘禁又は留置せらるる者の費用に関する法律（明治三十五年法律第十一号）の規定により監獄費から都道府県に償還すべき費額は、一人一日につき千八百二十円とする。ただし、拘禁又は留置の初日は一日として計算し、釈放の日は算入しないものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和三十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年四月六日法務省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年二月一七日法務省令第九号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、昭和六十一年二月一日から適用する。

附 則（昭和六一年四月五日法務省令第二十九号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年五月二一日法務省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年一月二五日法務省令第三号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、昭和六十二年十二月十六日から適用する。

附 則（昭和六三年四月八日法務省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成元年三月八日法務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成元年二月十日から適用する。

附 則（平成元年五月二九日法務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成元年四月一日から適用する。

附 則（平成二年六月八日法務省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年三月四日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成三年二月十日から適用する。

附 則（平成三年四月二二日法務省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年二月二九日法務省令第五号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成四年二月十日から適用する。

附 則（平成四年四月一〇日法務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成四年四月一日から適用する。

附 則（平成五年四月一日法務省令第一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成六年六月二四日法務省令第三二号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年三月三〇日法務省令第二六号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成八年五月二一日法務省令第三六号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成八年四月一日から適用する。

附 則（平成九年四月一日法務省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年四月九日法務省令第二四号）

- この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成十年四月一日から適用する。
- 附 則 (平成十一年三月三〇日法務省令第二五号)
この省令は、平成十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十二年三月二十八日法務省令第一四号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十三年三月三〇日法務省令第三九号)
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十四年四月一日法務省令第二八号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十五年四月一日法務省令第三六号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十六年四月一日法務省令第三〇号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十七年四月一日法務省令第五一号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十八年三月三十一日法務省令第三七号)
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成十九年三月三〇日法務省令第一八号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十年四月一日法務省令第二五号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十一年四月一日法務省令第一九号)
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成二十二年三月三十一日法務省令第一五号)
この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十四年四月六日法務省令第一九号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成二十四年四月一日から適用する。
- 附 則 (平成二十五年五月一六日法務省令第二二号)
この省令は、公布の日から施行し、改正後の警察拘禁費用償還規則の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。
- 附 則 (平成二十六年三月二十八日法務省令第一二号)
この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十八年三月三十一日法務省令第二七号)
この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二十九年三月三十一日法務省令第一五号)
この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三十年三月三〇日法務省令第一三号)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成三十一年三月二十九日法務省令第三〇号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和元年九月三〇日法務省令第三七号)
この省令は、令和元年十月一日から施行する。
- 附 則 (令和二年三月三〇日法務省令第二〇号)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和三年三月三十一日法務省令第二七号)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。
- 附 則 (令和四年三月二十五日法務省令第二三号)
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年三月三〇日法務省令第二〇号)
この省令は、令和五年四月一日から施行する。